

ておったのを取り消すとか、いろんな面で企業の社会的責任というものは私は重要な面で企業の社会的責任といいますか、それを決めておる商法の規定なり、あるいは会社それ自身の活動をコントロールするもろの法律もありますね、こういうようなものについても、全部やはりそういう社会的な責任というものはよほど以前とは変わってきておるという前提に立つて、そのときどきにそれに対する措置をしなきやならぬと、こう思います。

しかし、同時に言えることは、やはり安定性と

いうことです。これもまた一方で考えませんと、

非常に浮かれておったんじや活動ができないとい

うふうな面もありますから、そこらの兼ね合

いをどう考えたらいいんだろうかと思います。

私どもの方は法律制度の面ですから、これは商法について言えば商法改正の審議会等もありますからそこで検討して、そして各界の御意見も聞きながら、今この程度がどうだといったような結論の得られた点について皆さん方に改正をお願いしていく、こういう今までのやり方ですね。私は、やはり現時点では、角田さんのおっしゃるのはよくわかりますけれども、やっぱり改正のあり方としては今までのような法務省のやり方で、これが適当なのではないかなと。思い切ってやるというのも一つのあれですけれども、片方、安定性から見てリアクションが出てくるということもありますから、今までのとおりのやり方でやらせていただくのがいいんではないかなと、こう考えております。

ただ私は、ここに局長さん方いらっしゃるんだ

けれども、初めて法務省に行きました、確かに法務省というのは歴史の積み重ねのあるさすがに古

い伝統を持つたいい組織だと、戦後といえども崩

れてないなという感じは持ちました。これは変め

言葉の方です。ところが、安定性の方が余りにも

きついものですから、制度の面とか、殊に予算の

面あるいは人員ですね、こういうことになつてく

るというともうちょっと積極的に取り組んで、

○角田義一君 今、大臣からいろいろ御発言があつたけれども、法務省の今までのやり方、今回も商法の改正で私はちょっと後でまた問題を提起しますけれども、必ずしも世の中の実態に合つてないじゃないかということを後でまた聞いてみたいと思います。

それはそれといたしまして、企業のあり方、巨

大株式会社のあり方でやっぱり一番問題なのは、

株主と経営者の関係が一つ大きな軸になると思

います。

これは同僚議員からお尋ねもございましたが、

上場企業の九割に当たります千八百二十四社が昨

年の六月の二十六日に一齊に総会を開いた。しか

も、一九八五年では総会に要した時間が一時間を

超える会社というのはそれでも全体の五・五%あ

りますして、百社ぐらいはあつたんですよ。ところ

が九一年では所要時間が一時間を超えた総会、こ

れは〇・九%、十九社ですね。大体三、四十分で

シャンシャンやつちやう。イトーヨーカ堂さんの

監査役の問題が出来たけれども、あれは業界筋

に言わせると水山の一角ではないかと。

やはり総会は、取り締まつておるけれども、実

際的にいろいろ根回しをやってシャンシャンと三

十分か四十分でやつちまう。こういう株主総会の

ありよう。これは本来ならば株主が経営陣に対し

て物を言う場であるはずなのに、現実は三十分か

四十分でシャンシャン。しゃべらうのなら、や

じ、怒号でつぶされる。こういう雰囲気です。

これは理由はいろいろあると言われています。

ただ私は、ここに局長さん方いらっしゃるんだ

けれども、初めて法務省に行きました、確かに法

務省というのは歴史の積み重ねのあるさすがに古

い伝統を持つたいい組織だと、戦後といえども崩

れてないなという感じは持ちました。これは変め

言葉の方です。ところが、安定性の方が余りにも

きついものですから、制度の面とか、殊に予算の

面あるいは人員ですね、こういうことになつてく

る。逆にそれがアメリカ側から見ると非常に大き

企業は他人様の会社のことには口を出さない、お

大企業だ。大企業がお互いに株を持って、株式發行数の七割ぐらいは大企業が持っている。その大

企業は他人様の会社のことには口を出さない、お

がつてもいたくものはいたくといったような

こといかぬといかぬではないかなというの

がつてもいたくものではないかといいます。

わざ道にそれまして、恐縮でございます。

○角田義一君 時間の関係もありますから、それ

は一つの大きな今後の検討課題としてあるとい

うふうに承つておきたいと

思います。

第三部 法務委員会会議録第九号 平成五年六月三日 [参議院]

二

これがアメリカ側から見ると非常に大き

な系列として映るということにもなるんだろうと

といってその株主総会というのはますます形骸化

していく。

したがつて、株主総会を活性化し、企業をもつ

とオーブンにするためには、株式の持ち合い、相

互保有という問題についてメスを入れなきゃいけ

ないんじゃないか、手をつけなきゃいけないん

じゃないか、こういう議論がされておるわけであ

りますが、その点について民事局長、どういうふ

うに考えておられますか。

○政府委員(清水湯君) 株式の持ち合い、いわゆ

る相互保有につきましては、これは日米機械協議

でもいわゆる系列問題の一つとしてアメリカ側が

日本企業の一つの特有の現象ではないかといふこと

で非常に大きな関心を示している問題であると

いうことは私ども承知いたしておりますのでござい

ます。また、商法の面から申しましても、御承知

のように商法は自己株取得の原則禁止をいたして

おります。これいわば一種の脱法行為的な形態

として相互保有というものがある、こういうよう

な従来からの認識でございます。従来から商法の

学者は、自社株取得の禁止というものの趣旨を徹

底するために相互保有も規制すべきであるという

ような議論を強く展開しているわけでございま

して、法制審議会の商法部会等におきましてもしば

しばこの問題は議論されております。

しかしながら、現実の問題として我が国の企業

の実態の相互保有というものを私どもすべてにわ

たって精査したわけでございませんけれども、例

えばA社とB社がお互いに相互保有をし合つてい

るというような単純な相互保有というのは、もち

ろんそういうものもあるわけでございませんけれど

も、これは量的にはむしろ少ない。AがBの株を

持ち、BがCの株を持ち、CがDの株を持ち、D

がEの株を持ち、さらにEが最終的にはまたAの

株を持つという連鎖的な、それがまた非常に複雑

な系列表として映るということにもなるんだろうと

思いますが、けれども、そういうような複雑な保有形

態というものを法律で規制するということは大変

難しい、技術的に非常に難しいというような問題

が実はあるわけでございます。

そういうような観点から、商法の面ではいわゆ

るそういう意味での相互保有は規制していない

わけでございませんけれども、しかし少なくとも相

互保有することによって議決権の行使が歪曲化

されるということになつてはいけないというよう

なことから、御承認のように昭和五十六年改正に

よりまして子会社による親会社の株式の取得が制

限される、子会社というの親会社によって

五〇%を超える株式を保有されている会社を子会

社というふうに商法では定義しているわけでござ

りますけれども、そういう子会社による親会社の

株式の取得制限を商法二百十一條ノニですると

も、また会社が他の会社の発行済み株式の総数

の四分の一を超える、つまり一五%以上の株式を

保有しているという場合にはその保有されている

株式の取得制限を商法二百十一

るんです。

そこで、時間の関係ありますから若干具体的な問題に入ります。

少数株主の帳簿閲覧権についてお尋ねをしたいわけですが、今回十分の一から百分の三に大幅になつておるんです。しかし、私はこの改正というのは本当にこれでいいのかなという大変な疑問を持つておるんです。

例えば、例を挙げますと、新日本製鉄という大きな企業がありますが、これは発行済み株式は六十八億八千九百九十万三千株ですよ。それから、今ちょっと問題になつておりますゼネコンの、名前を挙げちゃ悪いけれどもこれははつきり統計出しておりますから言いますけれども、例えば鹿島建設さんは約九億六千万株ですね。清水建設さんは七億八千万株。それから、あの不祥事を起こした野村証券さんは十九億六千五百五十五万株です。そして、日興証券さんは十四億六千六百八十五万株。これが発行済みの株数です。

そうしますと、帳簿閲覧をする権限というのは、

その三分の一は幾らかというと、新日鉄さんは二億六百六十九万株です。鹿島建設さんは二千八百八十三万株ですよ。そして清水建設さんは二千三百六十万株、野村証券さんは五千八百八十四万株、日興証券さんは四千四百万株。これだけの株を集めなければ、あるいはこれだけの株を持たなければ帳簿の閲覧権はないんですよ。これでは百分の三にしたところで、具体的に私は数字を挙げましたけれども、これだけの株を集められる人はいません。個人ではまずゼロです。法人は持つている法人もいますけれども、法人ですら最高の法人的株主でも大きいのが三・五%も持つておればいいところです。そうしますと、これだけ、百分の三にしたところで、実際問題として帳簿閲覧権、これはもうないに等しい。

私のささやかな弁護士の経験で言いますと、十分の一のときにも、要するに中小企業の同族会社で内輪もめが起きる、社長の弟と社長がけんかし

て内輪もめが起きる。そのときには、同族ですか

ら二割とか三割の株を皆お互い持つてあるから、それを使って帳簿閲覧権とかいつて、裁判所側か

それを使つて、それをとるとか見るとかといふのは中小企業なり同族会社ではあるんですよ。あり得たんです。

だけれども、大企業で百分の三にしたってこれを

使用者はだれもいないんです。これで要するに使われる人にはいません。

が法案に出てきた。

私は言わせれば、私は社会党だけれども、本来は反対したいような気持ちもあるんですよ、これ見ると。十分の一から百分の三になつたから

ちょっととはいゝといふけれども、実際はこうです。

よ。これで本当に少数株主権の帳簿閲覧権、贈与権、保障されているといふふうに突っ張れますか。

民事局長、どうなんですか。

○政府委員(清水達君) いろいろと問題があると

いうことは私どもは十分承知いたしていわゆる

これが発行済みの株数です。

ございます。

ただ、現在は十分の一ということをございまし

て、例えば新日鉄六十八億株の株式が発行されて

おるということになりますと、現在だと六億八千

万株の株を集めなければならない、これがその三分の一にまで下がる、こういうことになるわけ

ございます。

そもそも我が国の株主の会計帳簿閲覧権、会計

帳簿というのは会社の根幹をなす帳簿でございま

す。会社はすべて会計帳簿を基準として会社の經

営の実績というものがそこに集約されておる、こ

ういう大事な帳簿でございますので、これを閲覧

し、かつ贈与をするということは実は大変なこと

でござります。そういうようなことから、我が国

におきましては從来十分の一以上の株式の保有要

件というものを課しておきました。

そういうような保有要件を課す背景には、一つ

には日本の株式会社におけるそういう面での会

計の適正保持というものは監査役制度というものに

よつて果たさせよう。アメリカのように監査役

という制度がございませんのである程度持ち株要

件等についても緩やかな要件になつていてるわけで

ござりますけれども、そういう監査役という制度

に期待するということが一つの要件として、考え

るのは、少数株主のいわば権利行使の要件として

一般的な数字としてこれが使われておるというよ

うなことも一つの重要な背景にござります。

それからもう一つ、百分の三というものは個人で

百分の三の株式を持つといふことではございません

んで、株主が何人あるいは何十人か集まつて百

分の三という要件を満たすといふこともこれは可

能でございます。そういう意味から考えますと、

従来のこの十分の一から考えますと相当大幅な緩

和であるというふうに実は思つておるわけでござ

ります。

あるいは角田先生御指摘のよう、大企業と中

小企業というものを使い分けてこの要件の緩和と

いうものを考え方よといふ御指摘かもしませんけ

れども、実はこの持ち株要件の緩和といふことに

つきましては、中小というか中規模、巨大企業で

はございませんけれども普通規模の会社の団体か

らはかなり強い抵抗があるわけでございまして、

そういうような条件、他方、日米構造協議におき

ましてはこの持ち株要件が現在日本では厳しく過ぎ

るというような問題の指摘もあったというような

いろんな事情も考慮いたしまして、今回百分の三

ということで最終的な結論に到達したわけでござ

ります。実質的には、これによつてかなりのいわ

ば少数株主権の擁護が図られる、前進であるとい

うふうに私どもは考えております。

さらにもう一つ緩和するかどうかということにつ

きましては、これはやはり今までの議論の経過を踏まえますと、相当難しい問題をはらんでいると

いうふうに私どもは認識いたしております。

○角田義一君 先ほど大臣は今の法務省のあり方

でいいというようなことをおつしやつたけれども、私はこの問題について言うと、とてもじやな

いが納得できないんですね。

今、局長は、みんなで寄り集まつて百分の三に

が八二・三%なんですよ。例えばこの鹿島さんの

二千八百八十三万株を集めようとしたら、一万株

持つてている人を一体何人集めなきやいかぬか、す

ぐ計算で出るでしょう。そんな何千人の人が集

まつて、そしてその百分の三になつて会社の帳簿

を開覧しようがなんという、これは一つの社会運

動でもない限りできないですよ。

あなたは衆議院の答弁で、アメリカの法制では

一株の株主だって会社の帳簿閲覧権があると、こ

うある。日本とアメリカでは法制が違うから、私

は一株の株主だって会社の帳簿閲覧権があると、こ

れは一つの社会運動になつていて、これが一つの社会運動

たつて大企業は全然痛痒を感じませんよ。それ

じゃせつからくこれ商法でやつたって、中小企業で

は何とかこれ今言つたような同族会社がすつたも

んだするときには有効かもしれぬけれども、最初

はございませんけれども、いかにもこれは現実離れした雲

上の議論になつていてるんです。百分の三になつ

たつて大企業は全然痛痒を感じませんよ。それ

じゃせつからくこれ商法でやつたって、中小企業で

は何とかこれ今言つたような同族会社がすつたも

のか。そこを
てください。

○政府委員(清水謹君) 実は議論の過程では先生御指摘のようなそぞういう御意見ございました。そういう意味で、例えはある程度の逕減性を設けるというような議論も途中ではあつたわけでござりますけれども、一方では、そういうことになると結局これを利用するはいわゆる総会屋といふような人たちがこれを有力な武器にすることになるのではないかというような議論もございまして、それだけが理由ではございませんけれども、当面はやはり商法でいろいろ規定している少数株主権の要件である百分の三というところに落ちつけるのが相当である、こういうことになつたわけございます。

アメリカの法制では、この株式の単位というものの考え方方が若干違うことになつておりますので一律に論することはできませんけれども、一株の株式でも持つていれば株主はこの帳簿閲覧請求権がある。しかし、これに対するいわば制限と申しますか、会社側の拒絶の理由というのもかなり広範でございまして、運用の実際というのは必ずしも一株だからだれでも見られるということになつていいわけでございますが、そういうようないろんな情勢、先ほども先生最初に御指摘になりましたように国際化というような問題もあるわけでございますから、今後のこの株主の帳簿閲覧の実情あるいは問題点というのを踏まえますといづれまたやはり実情に即した意見なり問題の提起というものも、これは予想されるというふうには考えておるわけでございます。

しかし、今回の改正案につきましては、そいつた規模別による逕減とか、そういうようなことにについては最終的な議論の過程では時期尚早、こういうことになつたということは、これは事実としてござりますので申し上げておく次第でございます。

○角田義一君 理事さんのお許しをいただきまして、あと一分だけやらせていただきます。

監査役の人事権の問題についてどうしても一つ聞いておきたいんです。

今度の改正でもやっぱり取締役会というものが総会に監査役任命の議案の提案権を持っているということをございますので、あくまでも監査役の首根つこは取締役会に押さえられているということをございまして、この制度はこのまま果たしていいのかなと私は思うんだけれども、今の少數株主権との関係でいって、少數株主の率は一株だとかそんなものではなくてかなり高いものであつたとしても、例えば少數株主がある程度集まつて監査役を総会に提案する、そういう権限を与えるという思い切つた発想にしないとこの人事権の独立ということが私は非常に危ういんではないかというふうに思うわけでござります。

この辺の監査役の人事権の独立といいましょうか、保障といいましょうか、これについてどういうふうに考えておるか、それから今まで果たしていいのか、もうちょっと大胆な改革といふことがやられていいんじゃないかと私は思うんですねが、その点について所信を承っておきたいと思ひます。

○政府委員(清水湛君) 監査役は最終的には会社の最高意思決定機関であります株主総会で選任される、こういうことになつております。会社欄のいわば監査役候補者というものを決めまして、議案として株主総会に提出するという場合には取締役会で議案を決定する。この議案の決定の際における取締役会に限らず、取締役会には監査役が當時出席する権利があるわけをございまして、当然その議案についていろんな意見を述べることがでありますし、あるいは株主総会において監査役の選任議案について意見を述べる、こういう形になるわけでございます。

監査役もいわば広い意味における会社という一つの企業体における人事政策の問題でござりますので、そういう意味での業務執行決定の一態様として取締役会の決定というものは要件になつてゐるというふうに思うわけでござります。つまり、

監査役の候補者という者を決めて株主総会の議案として提案をするということができるかというところでございますけれども、これは実は現行法上既にできるわけでござります。昭和五十六年の改正におきまして、その改正案の一つの目玉が株主総会の活性化ということをございまして、その際に株主側の質問権、これは事前に質問請求書を会社に提出しておくということが必要でございますけれども、俗に質問権と言われる説明要求権と同時に株主提案権というものが認められました。

提案権の要件をいたしましては、六ヶ月前より引き続き発行済み株式の総数の百分の一以上に当たる株式または三百株以上の株式を有する株主は、取締役に対し、株主総会の日より六週間前に書面をもつて一定の事項を総会の会議の目的となすべきことを請求することができます。こういうことになつておられるわけでございまして、少数株主側として監査役は何某を、取締役は何某をという形での議案を提出する権限が認められております。

現に、これはここ数年前の事件でござりますけれども、株主側で取締役候補者を定めた議案を提案したという事例がございます。これは株主総会で否決されたというふうに聞いておりますけれども、そのような権限は現在もあるわけでござります。

○竹村泰子君 商法の質問に入ります前に、戦前の寄留法によります寄留名簿の件につきまして、ちょっと確認をしておきたいことがございますので質問させていただきます。

(委員長退席、理事猪熊重三君着席)

松本市で実は戦前、戦中のいわゆる寄留名簿が発見されました。言うまでもなく、松本市といふところ、長野県といふところは松代元大本營跡といふ大きなものがございまして、ここにたくさん

の強制連行者が連行されてきていた。当然、朝鮮・韓国籍の方、中国籍の方々がおられたわけで、非常に貴重な名簿が発見されたという知らせが届きました。

住民基本台帳法というものに改められまして、これは現在自治省の所管となつております。

○國務大臣(後藤田正晴君) そんないことを言つて
どういふのですか。

他調査を進めているところですが、さいますので、ぜひその御配慮を私から強く要望したいところでござ

ました。

しましては、この御質問の書類の保存または廃棄に関しては、これはもう松本市が自主的に判断す

大臣として既に昭和二十七年に市町村にすべて過去のそういう寄留簿の処分はやつてよろしいと、

きょうは私にとつては本案の最後の質疑になると思います。これまで衆議院から數えますと四十

省が、地方法務局長あて民事局長の通達が昭和一十七年六月七日に出ておりまして、この「問」、「答」という中で、一應保存期間を過ぎているので保存する必要ない、廃棄処分は市町村が行つていいといふうな通知が出でてゐるのです。これは御存じのとおり、非常に世論的にも強制連行者あるいは従軍慰安婦の問題等、また厚生省その他の省庁からも多くの貴重な資料が発見されて、私どももずっと調査を続けてまいりました。

○説明員（松浦正敬君）寄留簿の制度につきましては、先ほど先生の方から御案内ございましたけれども、その制度を定めておりました寄留法が昭和二十七年に廃止をされたわけでございますが、その際にその所管をいたしておりました法務省の方からその取り扱い等につきまして指導がなされ

ることはないんですね。私の方から市役所に対してこれを置いておけよと言うわけにはいかぬ、こうお答えしておるわけでございます。
○竹村泰子君 大臣のお立場、そして法律的な問題はよくわかります。しかし、私どももずっと戦後の問題、そして日本の戦争責任、戦後処理の間

金が政治融資金に流れていって、それも一四%しか解説されていない、そういうふうなことをずっと考え続けてまいりますと、そう簡単に通してしまっていい法案なのかなという気がいたしますけれども、しかし確認の意味を込めて質問をさせていただきたいと思います。そして必要な事項を附

存していただきたい、焼却処分にしないでいただきたいという、こういうお願ひを私どもいたしましたので、それにつきましての確認の御答弁をちょうだいしたいと思います。きょうは自治省おいでいただいておりますので、両省からお願ひ

たというふうに聞いているところでござります。
○竹村泰子君 松本市役所にある名簿ですから私も自治省の管轄かと思ったんですけども、これはどうもお聞きしてみますと法務省の通達であります。そして法務省が出した法令であると。

題、こういうことにずっと取り組んでまいりまして、やはり国際的にも注目をされているし、アジアの一員としてもやはり何らかの大きな一つの壁を越えなければならぬ時期が来ているのじゃないか、そう思うわけです。

帶決議としてお出ししたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○政府委員(清水謙君) まず、寄留制度というの申し上げたいと思います。

それで何としてもこれは貴重な資料でございま
すので、今までこの長い年月眠っていたものを今
さら焼却処分に何とかしないでいただきたい、こ
ういうお願ひでござりますが、大臣、一言お願ひ
いたします。

そういう中で、やはりこれはもう焼却処分にしようと何にしようとそれは知らぬよ、それはもう済んだことだということで処分されてやみに葬られてしまうのかなという思いがいたします。もちろん、私どもも八方手を尽くしますが、何らかの御意方がお伝えいただければ大変幸いだと思う

任を全うするよう、商法中の諸制度の改善を図り、会社の違法、不当な行為の事前防止のための対策が講じられてまいりましたが、今後とも効果的な法制度面からの整備並びに適切な運用がされるための施策を要請しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

この寄留制度は、住民登録法が昭和二十七年の七月一日に施行されることにより廃止されたわけでございます。この住民登録法というのは、これはいわば法務省の所管と申しますか、法務大臣が市町村に対ししてその事務の取り扱いに関して必要な手筋を定めたものでござります。

に今お答えがあつたように新しい登録法を施行したときには、従来の寄留法に基づく寄留簿、これも廃棄処分にしてよろしい、こう言つて市町村に処置を任せてあるんですね。だから、今、竹村先生おっしゃるように今さらと云ふことになると、今さら

○国務大臣(後藤田正晴君) ともかく昭和二十七年からですから今日までの長い間の時間の経過を考えますと、今さらここで私の方から指導、助言をするという立場には法務省としては立ち得ない

○政府委員(清水謹君) 委員御指摘のように、これまでにも会社情報の開示制度や監査制度の充実強化など、累次にわたりて商法中の諸制度の改善というようなものを図つてまいりたわけでございます。

勧告をし助言をすることができるということになつてゐたわけでございます。この住民登録法施行の際に、かつての寄留法に基づく関係書類といふのは一年間保存する必要があるけれどもその後は自由に廃棄処分してよろしい、こういうことにいたしておつたところでござります。その後、さうに昭和四十二年になりますてこの住民登録法は

○竹村泰子君 そうすると、何とか私どもはその貴重な資料を、歴史的な資料を保存したい、こう思つておりますが、それはいかんともしがたいと

○竹村泰子君 このことに余り時間をとるわけにはいかないのですけれども、大臣は副総理でいらっしゃいますから、今、内閣が名簿の収集そ

とも考慮して、各国会社法制との調和とか、そういうような観点からいろんな改善が試みられてきたわけでございます。

明確なものが少なくありません。経理操作で使途不明金扱いとされる事態の未然防止策と、そのため事実上行われている虚偽記載、不実記載に対する厳格な措置が要請されます。

このような不明朗な経理は商法上からも根絶させが必要があり、そのためには会計帳簿に不実の記載をする等、商法第四百九十八条第一項第十九号に該当する行為をした者に対する制裁のあり方については現行の過料制度の見直しも必要であるかと思いますので、この際所要の検討をお願いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(清水達君) 税法上使途不明金とされたものに係る金銭の支出が当然に会計諸帳簿における不実記載ということになるわけではございませんから、使途不明金だから不実記載というわけにはまいらないわけでございますけれども、いずれにいたしましても会社の基本である会計帳簿、まさにこれは営業成績を把握するための最も基本的な会社の制度の中の重要なものでございますので、これの不実記載ということはこれは何としても防止をしなければならないわけでございます。

そういう意味におきまして、監査制度の充実強化というよなことで事前チェック体制の強化を図ってきたわけでございます。しかし、それにもかかわらず不実記載がされたという場合にはこれはもう罰則で対応するしかない、あるいは損害賠償責任の追及という形で対応するしかない、こういうことになります。

そこで、現在、御指摘のように例えば百万円以下といふような過料に商法の規定がなっているわけでございます。この百万円というのは、昭和二十五年以來据え置かれていたものを昭和五十六年改正によって百万円という金額に改めたものでござります。この百万円とするにつきましては、單に商法の規定だけではなく、それぞれ銀行法とか保険業法といった同じような性格を持つものもろの法律とのバランスを考慮いたしまして百万円といたしております。徐々に意見が現在集まりつつあります。

問題は、規制を緩和する、諸外国の法制と比べたしておりますので、これを商法だけ突出して引

き上げるかということになりますとやや問題があろうかと思います。

いずれにいたしましても、この過料の問題あるいは刑事罰の問題、その額が幾らであるのが妥当であるかというような問題は、やはり物価の上昇の問題だと社会経済情勢等に照らして適切な額を定めるという必要があることは私どもそのとおりだと思いますので、この金額を今直ちに引き上げることがいいかどうかという問題はこれはもう少し検討させてもらう必要があると思いますけれども、不実記載を防ぐための効果的な金額であるかどうかということについては今後とも十分に关心を持つて検討をする必要があるというふうに考えている次第でございます。

〔理事猪熊重一君退席、委員長着席〕

○竹村泰子君 よろしくお願ひします。

時期尚早ですから自社株取得規制緩和の是非に

ついては触れませんが、仮に緩和の方向へ向かう

場合でも、インサイダー取引、株価操縦など不公平取引の防止措置、情報開示制度の整備等に配当課税問題の見直しなど多面にわたる措置が必要されます。したがって、総合的な対策が不十分なまま商法上の自社株取得規制緩和問題だけがひとり歩きしてしまうことのないよう、どうか十分な検討と対策を要望しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(清水達君) 自社株取得につきましては、現在の商法におきまして厳しい規制がある、例外的に取得が認められている場合は非常に限定的になつておるということは御承知のとおりでございます。

この点につきまして、法務省では昨年来法制審議会におきましてこの問題を取り上げまして議論を重ねております。そして、ことしの二月でした

いたしまして、今関係方面に意見の照会中でござります。徐々に意見が現在集まりつつあります。

問題は、規制を緩和する、諸外国の法制と比べてやや日本が厳し過ぎるのではないかという指

摘、これが非常に強いわけでございますけれども、じやどこまで一体緩和したらよろしいのかというような問題。それから、緩和をするにいたしましたが、まさに御指摘のようにインサイダートレーディング、内部者取引の温床になるのではないかとか、さらにもつと危険なのが株価操作につながる、こういうような問題。

もちろん、基本的には出資した資本の払い戻しがなつて会社の資本が空洞化するというような問題もあるわけでございますけれども、これは配当可能利益の限度内で取得を認めればいいんじやないかというような議論によつてある程度救済することができます。それが株式取引に対する一般国民間の不信感とか、あるいはそれを利用していろんなまた資金操作をする、不正な領得をするというようなことが絶対あつてはならないというふうに私どもは考えております。

そういうことがないようにするためにはどういう条件を課すべきであるか、証券取引法なりその他関係法令にどういう規制をすべきであるのか、あるいははどういう厳しい罰則というようなものか、あるいははどういう厳しい罰則といふような問題、このを設けるべきであるのかと、いうような問題、これは相当慎重に検討を要するものと私どもは考えております。

いずれにいたしましても、関係方面的意見が五月末ということになつておりますけれどもまだまだ若干集まりが悪いようでございますが、そういうものを踏まえまして慎重に検討してまいりたいというふうに思つておる次第でございます。

○竹村泰子君 五月末ということは、もうそろそろ集まるということですね。

それでは、株主による会社の業務執行に対する監督は正機能の強化について申し上げます。

株主の代表訴訟の目的の価額を九十五万円とみなし改正が行われることの均衡等を考慮し、一般民事訴訟等の申し立てに要する手数料のあり方についても民事訴訟法の抜本的改正過程の検討の中において検討していただきたいと思いますが、

いかがでしようか。

○政府委員(濱崎恭生君) 今回の株主の代表訴訟の訴額に関する特則を定めるという改正、これは、株主の代表訴訟が全株主の利益のためにその代表者として取締役の責任を追及する性質のものであることにかんがみまして、いわば会社法上の特別の要請に基づいて立案されたものというふうに承知しております。

その他民事訴訟等の申し立ての手数料一般の問題につきましては、委員御案内のとおり、昨年の問題ではその改正が民事裁判の事件数等に与える影響を私どもとしては見守つていきたいと考えていただいたところでございます。その改正法は昨年十一月一日から施行されておりますので、現段階ではその改正が民事裁判の事件数等に与える影響の手数料額を引き下げる内容の改正を実現させていただいたところでございます。

通常国会におきまして、民事裁判を国民にとってより利用しやすいものにするという観点から、そ

の特別の要請に基づいて立案されたものというふ

うに承知しております。

その他の民事訴訟等の申し立ての手数料一般の問題につきましては、委員御案内のとおり、昨年の問題ではその改正が民事裁判の事件数等に与える影響を私どもとしては見守つていきたいと考えていただいたところでございます。その改正法は昨年十一月一日から施行されておりますので、現段階ではその改正が民事裁判の事件数等に与える影響の手数料額を引き下げる内容の改正を実現させていただいたところでございます。

通常国会におきまして、民事裁判を国民にとってより利用しやすいものにするという観点から、そ

の特別の要請に基づいて立案されたものというふ

うに承知しております。

その他の民事訴訟等の申し立ての手数料一般の問題

○竹村泰子君 また、少數株主権の擁護という観点も含めて、いわゆる大企業に対する株主の会計帳簿等の閲覧・謄写権の持ち株要件については、その緩和に向けて見直すことも検討すべきだと思いませんが、いかがでしょうか。

○政府委員(清水湛君) 先ほども角田議員からの御指摘ございました。いろいろと議論を重ねまして、十分の一から百分の三というような結論に現段階においては落ちついたわけでございます。

○竹村泰子君 それでは、監査機能の強化について伺います。

社外監査役等の新設については改正の趣旨を周

知徹底させることが必要であると思いますが、具

体的にはどのように行っていくかについては、過

日の私に対する答弁では監査役協会等を通じて行

う意向が示されました。これは衆議院の附帯決議

でもついております。

また、社外監査役の運用実績についても追跡調

査をしてみたいというふうに民事局長はお答えに

なつておられます。そのため具体的な時期や、それ

から調査結果によっては選任要件の見直しの必要

性ということについては必ずしも明確ではなかっ

たように私は記憶しております。仮定的な面があ

ることはわかりますけれども、いま一步前向きな

答弁をお願いしたいと思いますが、いかがでしょ

うか。

○政府委員(清水湛君) 法務省といたしまして

は、各種の企業に対し直接にいろんな指揮はも

ちろんできませんし、監督するということもござ

いませんし、また行政指導をするというような立

場でもございません。

ただし、商法を所管する立場といたしまして、いろんな現在の社会経済情勢というものを踏まえて、こういった目的を持つてこういう改正をしたんだということは、これはいろんな機会を通じて関係企業に十分に理解していただきたいと、そういうふうに思っているわけでございます。

○竹村泰子君 社外監査役の新設について衆議院の附帯決議では、「第三者的・中立的な人物を社外監査役に選任するような運用がされるよう努め」ということが述べられ、当委員会の佐高参考人は、極論すればすべて部外者から監査役を選任するべきであると、そういうふうに発言をなさっておられました。私どもも質問の中ではそのようにお尋ねをしてまいりましたけれども、いずれも監査役の独立性を側面から担保する必要性を述べたものと理解します。

今後とも監査役会、社外監査役の新設については運用状況を踏まえて適時適切な改善に努めていただきたい、こう思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(清水湛君) 社会経済情勢の変化とか、あるいはそういう実態に照らしまして、その事態にふさわしい商法改正をするということは当然必要なことでございまして、監査制度につきましてもまたいろいろ立法の趣旨とは違った形での運用がされてきており、それが問題であるということをございますとまたそれに応じた改正をしなければならないということは、これは当然のことにつきましては、これはさしあたっては日本監査役協会、これは法務大臣の許可に係る社団法人、

公益法人でございますけれども、そういうふうな機関を通じまして実態調査をしてまいりたいというふうに思っているわけでございます。

本法施行後最初に到来する決算期に係る定期検査において社外監査役が生まれることになつておりますので、その際どういう方々が選ばれたかというふうな運用の実情等に重大な関心があります。そ

ういうふうな運用の実情等に重大な関心を持つておられる第一に関心があります。そして、その後ど

うするかということは、これは今の段階で申し上げるわけにはまいりません。この改正案が現段階においてはいろんな諸要素を考慮してベストである、こういうふうに考えているわけでございます。

○竹村泰子君 これまで司法の場で責任が追及されたたったために担当役員の退任や減俸といった日本の風土、いわゆるみそぎで問題が決着してきたにすぎないという嫌いがあつたと思います。

○政府委員(清水湛君) 個々の会社で、先生は例えばイトマン事件とか東洋信金事件等の具体的な事件を御指摘になりましたけれども、それぞれの会社におきまして当該具体的な取締役が職務執行につき懈怠があったとして、つまり重要な過失犯としておられました。私どもも質問の中ではそのようにお尋ねをしてまいりましたけれども、いずれも監査役の独立性を側面から担保する必要性を述べたものと理解します。

今後とも監査役会、社外監査役の新設については運用状況を踏まえて適時適切な改善に努めてい

ただしかし、商法のあり方として、もしそういう取締役が具体的に会社に対し損害賠償責任を負うというのであるならば、その責任を的確に履行する、あるいは履行を求めるための手段を考えるというのは、これは商法の立場として当然考え方にはつまびらかには承知いたしていないわけでござります。

ただしかし、商法のあり方として、もしそういう取締役が具体的に会社に対し損害賠償責任を負うというのであるならば、その責任を的確に履行する、あるいは履行を求めるための手段を考えるというのは、これは商法の立場として当然考え方にはつまびらかには承知いたしていないわけでござります。

ただしかし、商法のあり方として、もしそういう取締役が具体的に会社に対し損害賠償責任を負うというのであるならば、その責任を的確に履行する、あるいは履行を求めるための手段を考えるというのは、これは商法の立場として当然考え方にはつまびらかには承知いたしていないわけでござります。

ことができるようになります。つまり、実態上そういう損害を賠償すべき義務があるならば、その義務は確実に履行してもらわう、こういうための制度をつくる、こういうことは私ども商法を所管しておる法務省としては当然考え方でございまして、今回の代表訴訟制度についてなければならぬ問題だというふうに思つてゐるわけでございまして、今回の代表訴訟制度につきましても、具体的な事件についてどうこうというのではなくて、あるべき制度としてこのような代表訴訟制度の改善というものを考えた、こういうふうになるわけでござります。

○竹村泰子君 大蔵省に対して一問質問させていただきたいと思います。

役員保険の件なんですが、アメリカで役員保険が登場したのはニューヨーク株式相場の大暴落直後の一九三〇年代で、一九七〇年代に入つて急速に普及し始めた。日本では、近時PL訴訟が強調されがちでありますけれども、米国では早くからP.L.訴訟と並びD.AND.O.、ディレクターズ・アンド・オフィザーズ訴訟といふんじょうか、が大きな問題として取り上げられておりま

す。我が国でも九〇年に役員保険が発元されたということでありますけれども、今回の株主代表訴訟制度の改正を機にその導入を図る企業があふえるものと思われますが、大蔵省の見通しはどうなのでしょうか。保険料の決定はどのようにされ、保険料はどの程度になると思われますでしょうか。

○政府委員(鏡味徳房君) 今御指摘がございました保険の問題でござりますけれども、会社の役員賠償責任保険は、会社役員がその業務遂行に伴う行為に起因しまして損害賠償請求を受けた場合に、会社役員がこれにより生じた法律上の損害賠償金、争訟費用を保険金として支払うものでございまして、御指摘のように平成二年から販売が行われているわけでござります。

一般の商法改正が行われる結果、具体的にこのようないい問題に関する訴訟がどの程度増加するかといふ問題につきましては、私どもとしてなかなか

見通すわけにはまいらないというような立場でございますものですから、したがいましてそれに伴いまして保険がどの程度加入があえていくか、これまでございまして、保険がどの程度加入があえていくか、このではないかなと考えております。

また、この役員賠償責任保険の保険料でござりますけれども、これは具体的には保険契約者ごとに事業の種類とか経験、規模、財務内容あるいは信用度等を勘案しながら決められているわけでございまして、そういう個々のケースに応じながら保険料が決定されていく、こうしたことになつておりますものですから、個々具体的なケースに応じながら保険契約がなされ、保険料が決められます。このように考えております。

○竹村泰子君 それでは、社債に関する質問を少しあせていただきます。

パブル経済崩壊後二年余り、日本企業の国際的

な経営が問われる中で、企業の資金調達の合理化

制の廃止を提案している一方、この商法改正に係

る議論のなかにも商法違反や独占禁止法違反が

日常化するという経営の問題点もあぶり出されて

きております。

また、松下電器産業は一般事業会社として最大

限の国内普通社債一千億円の発行に踏み切る、松

下の大型起債はこれまでおくれていた一般事業会

社の普通社債市場の整備につながる可能性もある

というふうに、これは報道なのですが、私も

とも読みました。

そこで関係当局に伺いたいんですけれども、私が

国債市場でどの程度の社債引き受け能力があ

ると思われますか。

○説明員(西方俊平君) 社債の引き受けにつきま

して、「一つは量的な問題でどうか」という御趣旨と、

一般的の商法改正が行われる結果、具体的にこの

ようないい問題に関する訴訟がどの程度増加するかといふ問題につきましては、私どもとしてなかなか

かというふうに伺つております。

まず自動調節的なものについてはどう考えたらいいかということでござりますけれども、今回の

商法の改正によりまして社債発行限度規制が撤廃

されるわけでございますが、これにあわせてより

合理的、実効的な社債権者保護の仕組みといたし

まして、社債管理会社の原則的な設置の強制とか、

それから社債権者集会制度の改善が行われること

になりまして、制度的にはそいつたものについ

ては大変一層堅固な社債権者の保護が図られる

というふうに考えております。

それから、市場実態面について考えてみると、そもそも社債の発行と申しますのは発行者が投資家が投資をしてくるかどうかということについて十分念頭に置きながら発行すべきものでござります。そのためにはちゃんととしたディスクロード・ジャーリーとか格付の充実といふことで投資家の判断のための材料を提供する必要があるわけでござります。このため、近年、私どもの方でディスクロード・ジャーリー制度の充実とか、それから関係者の方々の御努力で格付の定着というものを進めてまいっているわけでござります。

それから、仲介を行なう引き受けの証券会社

でござりますけれども、例えば大変規模が大きい社債が発行されるというようなことになりますとシングルカードを証券会社の間でつくるということが一般的でござります。そして、投資家の方々に発行条件等を提示しながら、どのくらいの発行が実際可能かどうかということをサウンドする、いわゆるマーケットリサーチ的なことを行なって、これによつて発行の規模というものを大体固定していくという機能がござります。

仮に証券会社が引き受けを行つた場合に、市場

でもつて十分売れないとすることになりますと、逆に売れ残つた分というものは引き受けの証券会社が背負い込まなければいけないというリスクがあるわけでござります。引き受けの証券会社は、当然のことながら、そうしたリスクを負いたくない、

いった意味の御質問が込められているんじゃない

のか、展開していかれるのか、もう少し詳しく教え

で、こうした引き受け会社の責任の機能ということもつけておきます。

とでもつて一つは大きなチェック機能があるんだ

ろうと。

それからもう一つは、投資家のサイドでござい

ます。これは当然のことでござりますが、先ほど

申しましたディスクロード・ジャーリーとか格付といった

判断材料をもとに、その発行会社がどういう業績

を上げているか、財務内容はどうだろうか、それ

から社債はどういうふうに流通性を持つていてん

だろうとか、それから金利等の条件、こういつた

ことでもつて対応するわけです。そこでは元利の

償還が確定だということは当然審査の基準になる

わけでござりますが、そのほかにも他の金融商品

を勘案して当然合理的な判断を行うということでござります。私たちもはこうした市場関係者の機能

をマーケットメカニズムというふうに呼んでおる

わけでござりますけれども、こうした市場のマー

ケットメカニズムが十分機能している、そういう

ような状況にあるというふうに私ども思つております。

それから、第二点の量的な問題でござります。

これは金融的な面でキャバシティーがあり得るの

かどうかかといふことでござりますけれども、最近

の国内の社債市場といふのは非常に大きくなつて

おりまして、平成二年度の場合ですと四兆円を超える、三年度の場合は六兆円を超える、四年度で

も五兆円を超えるということで、大変大きなもの

になつております。もちろん、発行する時点の金

融情勢という大きな条件はござります。それから

また、最終的にはただいま申しましたようなマーケットメカニズムにゆだねられるという面もある

わけでござりますけれども、現在の金融情勢のも

とであればある程度大型起債といふことも可能な

のではないか、こういうふうに考えております。

○竹村泰子君 さつきちょっとお触れになりました

たが、一般投資家保護のためにもディスクロード

ジャーリー制度の積極的検討をどうしていかれるの

か、展開していかれるのか、もう少し詳しく教え

ていただきたいと思います。

○説明員(西方俊平君) 資本市場におきましては、基本的に私どものいろんな意味での規制とは、必要最小限のものが望ましい。そのためには、やっぱりディスクロージャーというものと格付が柱になって、発行体と引き受けの証券会社、それから投資家の間でもって自由な判断が行われる、そういう判断にゆだねるということが基本だというふうに思っております。そういった意味で、今お話をございましたように、ディスクロージャー制度の充実というのは大変重要なことと思つております。

これまで、五十年代にも随分私どもいろいろ努力させていただいたと思っておりますが、例えば連結財務諸表の作成とか、それから中間財務諸表の作成とか、それからリスク情報の開示、こういったことが五十年代でござります。それから、六十年代以降に入りました、企業集団の状況の開示とかその資金収支表とか、研究開発活動の開示、それからセグメント情報の問題、それから訴訟の提起とか、または解決があつたような場合には臨時報告書の提出をしてもらうとか、それから市場性のある有価証券につきましては時価情報を開示していくなどくといふようなことをつけてまいりました。それから、ことしの三月にもいろんな改正を行つたわけでござりますけれども、例えば投資家に理解しやすいように主要な経営指標を、数年間の推移を示すというようなことでディスクロージャー制度の充実に努めできているわけでござります。

今回社債法の改正がこういうふうに行われてい

るわけでござります。投資家の保護のために有価証券届出書などにつきまして当然適切に開示すべき事項が含まれているのではないかというふうに考えております。具体的にはどういう項目を開示するかといふことにつきましては今関係のところで検討をしているところでございますけれども、いずれにいたしましてもこの改正社債法の施行期日に合わせまして関係省令が出るよう

に作業を進めてまいりたい、こういうふうに思つております。

○竹村泰子君 素人考えかもしれないんですけども、大規模な社債発行が前に発行した社債償還との関係でいわゆる自転車操業、そういう発行に陥るおそれはないんでしょうか。

○説明員(西方俊平君) 一般論でございますけれども、例えば日本で社債でもって大規模にかつ継続的に出している企業といたしましては電力会社

がござります。電力会社は、資金調達は当然銀行の借り入れとか社債によつているわけでござります。

すけれども、その時々の金融情勢によりまして長い期間の社債を出した方がいいのか、短い期間の社債を出した方がいいのか、そういうような決

定をするわけです。電力会社の場合はむしろその後期限が来ますとまた借りかえのための社債を

貸出するといふようなことがしばしば行われているわけでござります。

先ほど申しましたように、経営状況が悪くて自転車操業的に社債を発行するというようなことは

当然、先ほど申しましたディスクロージャーの点とか、それから投資家側の判断とか証券会社の引き受けの判断といふようなことでそれなりの

出します。チエックが行われるといふに考えられるところですといふように考へられると思

います。

○竹村泰子君 改正案は、社債管理会社に対しても、社債権者と管理会社の利害が衝突する場合には特

別代理人の制度を設けるとか、あるいは最終的に代理人の制度を設けるとか、あるいは最終的に

は公平誠実義務、つまり自分の債権の、管理会社である銀行の債権だけ回収して社債権者の債権は後回しにするというようなことができないようになります。

そういうような法的規制のはかに、さらにこういった社債管理会社というものが銀行とかあるいは財産管理会社といふものと認可される信託会社、こういうようないわば資本力も豊かな、あるいは財産管理についても経験豊かなものに社債管

理会社というものを限定しているということになつていてるわけでござりますが、そういうような銀行等にその社債権者のいわば法定代理人としての地位を与えることによりまして私どもいたしましては社債権者の保護は法律的にもまた現実的に

ござりますけれども、社債募集についての受託会

上を指導するべきであると思ひますが、これは最後の質問でござりますので、局長、そして大臣にも一言お答えをちょうだいしたいと思いま

す。

○政府委員(清水謹君) 今回の社債法の改正におきましては、その発行限度規制を撤廃すると同時に、社債権者保護ということを最大の眼目にいたしまして、専ら社債権者のためにこの社債の管理をすると。そのために一定の条件のもとに発行会社の財産状況を調べたり、その他いろんなことをするというようなことを認め、一方におきまして社債権者と管理会社の利害が衝突する場合には特

別代理人の制度を設けるとか、あるいは最終的に代理人の制度を設けるとか、あるいは最終的に

は公平誠実義務、つまり自分の債権の、管理会社である銀行の債権だけ回収して社債権者の債権は後回しにするというようなことができないようになります。

とくに、

午前十一時四十七分休憩

午後一時一分開会

○委員長(片上公人君) ただいまから法務委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○猪熊董(片上公人君) きょうは、改正法の中で社債に関して少々お伺いしたいと思います。

先ほどの角田委員あるいは竹村委員のような高尚な論議じゃなくて、逐条解釈的なことをお伺いしたいと思います。

まず、現行法の二百九十七条の社債発行の制限である純資産額を超えて募集してはならないという規定を削除したわけです。この規定は、私は発行時においては少なくとも社債の担保があると。

純資産額があるだけしか社債を出さないというこ

となるわけですから、少なくとも発行の時点においては担保的価値があつた、この規定は。

今度これをなくしちゃうということになつて社債管理会社をつくるということになるんですが、この社債管理会社をつくるということが社債権者に対する社債の担保的な意味での作用というか価値というか、こういうものはあるんでしようか。

○政府委員(清水澤君) お答えいたします。

御指摘のように、現行の二百九十七条の純資産額を超えてこれを募集することはできないという規定は、まさにそういう資産内容の不良な会社が社債を発行することを禁ずるという意味においてそれなりの役割を果たしてきたわけでございました。例えば、昭和五十二年に暫定的にこの商法の規定の二倍までは社債の発行をすることができるという暫定措置法をつくったわけでございますが、その際におきましても、この商法における発行限

度規制というもの、これは十全のものではありませんけれども、少なくともある程度の機能は果たしているわけだからそれにかかるような機能あるいはそれ以上の機能というものをやはり根本的に考え直す必要がある、あるいはそういうことが有効に機能するような商法以外の諸条件の整備というものを考える必要があるということでこの二百九十七条の発行限度規制というものをすぐやめることとはいたさなかつたわけでございました。

○猪熊董(片上公人君) もう少し簡潔な御答弁で結構なんですが、今度二百九十七条を改正して社債管理会の面からは社債管理会社の設置を強制する、こういうことにいたしましたわけでござります。

もちろん、この社債管理会社の設置の強制だけではございませんで、これまでも議論が出ており

ますように、証取法上のディスクロージャー制度が拡充強化されたといふこと、それから企業内容を精査して企業の信用力というものをチェックして、そういう企業が発行する社債の

信度といふものについての格付制度、こ

ういうようなものが昭和六十年以降、これは外

国資本の我が國への進出等の影響も非常に強かつたわけでござりますけれども、急速に整備されてきた、こういうような諸条件が整つてきたというこ

とによりまして今回このような改正案になつたわ

けでございます。

これまでのこの社債募集についての受託会社、これはもう現在あるわけでござりますけれども、これに対する社債の担保的な意味での作用というか価

値といふことになると、この規定は発行会社

が同時に発行会社の代理人でもあり社債権者の代理人でもあるというような中間的な機能を持つておるというようなことから、今回の改正法におきましては専ら社債権者のために法定代理人的な立場で行動すべきであるということを明確にし、かつ社債権者に対する責任、公平誠実義務、あるいは善良な管理者の注意義務等、あるいは発行会社に対する一定の条件のもとにおける財産状況の調

査権、あるいは銀行、信託会社というような一定の厳しい条件のもとにおける免許に基づいて業務を行ひ、大蔵省等の所管庁における厳しい監督を行つては義務づけない。

それからもう一つの、「社債ノ総額ヲ社債ノ最低額ヲ以テ除シタル数ガ五十ヲ下ル場合」ということによりまして社債権者の保護というものは、要するに五十口未満の社債しかない、これは十分に全うされるのではないか、こういうふうに考えているわけでございます。

○猪熊董(片上公人君) これは典型的には私募債、本当に会社と特定の関係のあるような方々だけに社債の引き受けをし

ていただくというようなものでございまして、この場合ににはもう発行会社と引受け人の個々的な契約でこの社債の募集が行われる。これは普通の金銭の貸し借り契約とほとんどもう実質的には違わないというような実態がございますので、社債

権者の数が非常に少数でござりますので、社債

とすると社債管理会社といふものの設置は必要がない、こういうことでござります。

○猪熊董(片上公人君) だからさつきも商法を含めて片仮名の法文を直すと、こういうふうなことを言つておられるんです。

ところが、この持つて回つたただし書きをなぜつくるかということなんです。「社債ノ金額ガ一億円ヲ下ラザル場合」などてわざわざ何で書くか

と言ふんです。それで局長が説明するのは、一億円以上のことなんですとと言う。説明するときに一億円以上と言つたんだつたら、各社債の金額が一億円以上の場合は十口以上と書いていたらしいのに、何でその「一

億円ヲ下ラザル場合」なんて書くのか。

それからもう一つの、「社債ノ総額ヲ社債ノ最

低額ヲ以テ除シタル数ガ五十ヲ下ル場合」などて

こと書いてあるけれども、今、局長が説明したの

は、要するに五十口以下の場合、こう言つておるんだから、だつたら何でまたは社債の総額が五十

口以下の場合と書いたらいいのに、何でその「一

億円ヲ下ラザル場合」なんて書くのか。

それからもう一つの、「社債ノ総額ヲ社債ノ最

低額ヲ以テ除シタル数ガ五十ヲ下ル場合」などて

こと書いてあるけれども、今、局長が説明したの

は、要するに五十口以下の場合、こう言つておる

んだから、だつたら何でまたは社債の総額が五十

口以下の場合と書かないでこんなわからぬよう

ことを書くんですか。どうなんですか。

○政府委員(清水澤君) 同じようなものについて

同じような表現が他にされておるというようなこ

とも参考にされておるわけでござりますが、

ちょっとそのほかの例というものを今記憶はいたしております。しかし、こういったたぐいの法文作成の場合の一つの技術、正確に書こうと思えばやっぱりこういうことになるのかなということございまして、私自身も口頭で説明する場合にはもっとわかりやすい説明の仕方というものではないかと。例えば今現在の商法の二百九十九条、「下ルコトヲ得ズ」というような表現で従来から商法はほかのところでもされておる、そういうことでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○猪熊重二君 いや、私が理解するんじゃなくて、國民にこんなわからぬようなものをわざわざ何で書くかと。もっとわかりやすく、ずっと読んだらすっとわかるよう書いたらいいと思う。

社債管理会社というものの委託契約、この法的な性質をちょっと伺つておきたいんです。

社債管理会社に委託するというけれども、委託者は発行会社ですね。受託者は管理会社です。そのところへ社債権者というものが横つちょいいるわけですね。この委託契約の法律的性質、その委託契約と個々の社債権者とがこの契約どないう関係にあるのか、御説明ください。

○政府委員(清水謹君) 社債管理会社と発行会社の間で社債管理の委託契約をするわけでございま

して、社債権者というのは契約の当事者ではございません。民法的に申しますと、これは第三者のためにする契約である、社債権者のためにする契約である、こういうものに法律的な性格はなるのではないか、こういうふうに思うわけございま

す。したがいまして、社債権者が契約上の当事者になつておりませんので法律に善良な管理者の注意義務とか公平誠実義務というものをわざわざ書き込む必要があるということにもなるわけございま

す。

○猪熊重二君 そうすると、社債権者は社債管理会社ができて自分のことをいろいろやつてくれる

そうだと、債権保全やつてくれたり取り立てしておれのところへまた金を持ってくれるそうだ

とか、こういう利益を受ける立場だけで、それ以外に何らかの関係が法的に出てくるんですか。

○政府委員(清水謹君) もつと極論すれば、個々の社債権者は、管理会社があるという場合であつたとしても、自分の社債権者としての格別の権利行使は自由にできるんで

すか、それとも自分じゃできないんですか。

○政府委員(清水謹君) 社債権者が社債権者にな

るために社債申込証に基づいて社債の申込

みをするわけでございます。その社債申込証の中

に社債管理会社というのはこういう会社でこうい

うことをするということが書かれているわけでござ

ります。ですから、第三者たる社債権者のいわ

ういうことになります。

○政府委員(清水謹君) そういうことになるわけでございまして、社債

管理会社としては社債権者集会の決議等によりあ

る一定の行為をしなければならないというような

ことが義務づけられる場合もござりますけれど

も、社債権者は会社に対して社債権者としての法

律上の地位を持つてているわけでござります。この

社債権者の地位を消費貸借契約上の社債契約権利

者と見るのか、あるいはそれに類する一種の無名

契約上の会社に対する権利者と見るのか、あるいは

は会社が発行した債券の売買の所持人と見るの

に該当するのか、非常に恐縮なんだけれど

も、二百九十七条ノ三というのが今度新設規定

としてあるわけです。それで、二項、社債管理会

社は社債権者に対し善管注意義務を負うという規

定、これが社債管理契約の当事者が発行会社と受

託会社であつて、社債権者は第三者だから法律が

特別にこの善管注意義務を規定したんだと、法律

の規定による社債管理会社の義務なんだというこ

とはわかるんですが、一項はどういう趣旨なんですか。

○猪熊重二君 細かい点で非常に恐縮なんだけれど

も、二百九十七条ノ三というものが今度新設規定

としてあるわけです。それで、二項、社債管理会

社は社債権者に対し善管注意義務を負うといふ

うのがあるわけですが、一項はどういう趣旨なんですか。

○政府委員(清水謹君) この二百九十七条ノ三の

第一項の公平誠実義務というのは、これは「社債

権者ノ為ニ」と書いてありますけれども、要する

に社債権者に對して公平に事務の取り扱いをする

必要があると。社債権者は多数でございまして、

その一部の社債権者のために有利な扱いをし、他

の一部の社債権者のために不利な扱いをするとい

うようなことがあってはならない、社債権者全体

に對して公平にその職務を行わなければならな

い、こういう意味でございます。

それから第二項の方は、これは一般に委任契約

と社債権者の間に契約がございますと一種の委

任契約でござりますので、当然民法上出てくるわけ

であります。これを実質的に監督しておられますのは大蔵省ということになるわけでござります。これにつけて高いというような指摘がされておるというよ

うなことは私たちも新聞等の報道で承知しているわ

けでござりますけれども、これにつきましても

あるようでございます。これを実質的に監督して

おられますのは大蔵省ということになるわけでござ

ります。しかしながら、その辺どうなんですか。

○政府委員(清水謹君) 社債権者というのは大変

多くの公衆というか大衆を前提としているわけ

でございますから、社債権者集会というものが想定

され、それをベースにした社債管理会社というも

のがあるわけでございますから、社債の受託会社の手数料が欧米に比

べて高いというような指摘がされておるというよ

うなことは私たちも新聞等の報道で承知しているわ

けでござりますけれども、これにつきましても

あるようでございます。これを実質的に監督して

おられますのは大蔵省ということになるわけでござ

ります。しかしながら、その辺どうなんですか。

○猪熊重二君 そうすると、もう一度確認してお

りますけれども、恐らく発行会社としては社債發

行の経費の一部として委託手数料というものを當

然勘案をしているというふうになるわけでござ

ります。一方、社債権者の方から見ますと、社債申

込証に示された社債の償還条件、あるいは利息と

いうものの、そういうものをもとにして社債の申込

をします。その委託手数料の負担が社債権者に帰せられ

るということには当然にはならないということに

なるわけでござります。

そこで、問題はその委託手数料を発行会社と銀

行あるいは信託会社との間においてどういう基準

で決めるのかということになるわけでございます

が、これはやはり契約によつて決めるということに

にならざるを得ないわけでございます。これにつ

いてもおのずから一定の基準というようなものが

ありますから、それとも自分じゃできないんですか。

○政府委員(清水謹君) もつと極論すれば、個々の社債権者は、管理会社

があるという場合であつたとしても、自分の社債

権者としての格別の権利行使は自由にできるんで

すか、それとも自分じゃできないんですか。

○政府委員(清水謹君) 社債権者が社債権者にな

るために社債申込証に基づいて社債の申込

をします。その社債申込証の中

に社債管理会社を通じて権利行使するというこ

とになるわけでございます。しかし、理論的には

単独で権利行使することも可能ですが、

抜け駆けで他の社債権者より有利な扱いを受ける

ということになりますと、それはそれでまた別途

の問題を生ずるということは当然のことでござい

ます。

それから、社債管理会社というのは社債権者の

ために法律の規定に基づいて社債の管理をする義

務、社債権者ために社債の償還を受け、あるいは

そのために必要な裁判上、裁判外の一切の権限を

行使する義務を負っているわけでございますけれ

ども、それについてのいろんな費用というものは發

行会社と社債管理会社との間の契約に基づいて發

行会社が負担をする、こういうことになるわけでござ

ります。

社債権者のために社債管理会社が行為をしなが

ら手数料は発行会社からもらうのはどういうわけ

なのかも、こういうことも問題になるわけでござ

りますけれども、恐らく発行会社としては社債發

行の経費の一部として委託手数料というものを當

然勘案をしているというふうになるわけでござ

ります。一方、社債権者の方から見ますと、社債申

込証に示された社債の償還条件、あるいは利息と

いうものの、そういうものをもとにして社債の申込

をします。その委託手数料の負担が社債権者に帰せられ

るということには当然にはならないということに

なるわけでござります。

そこで、問題はその委託手数料を発行会社と銀

行あるいは信託会社との間においてどういう基準

で決めるのかということになるわけでございます

が、これはやはり契約によつて決めるということに

にならざるを得ないわけでございます。これにつ

いてもおのずから一定の基準というようなものが

ありますから、それとも自分じゃできないんですか。

○政府委員(清水謹君) もつと極論すれば、個々の社債権者は、管理会社

があるという場合であつたとしても、自分の社債

権者としての格別の権利行使は自由にできるんで

すか、それとも自分じゃできないんですか。

○政府委員(清水謹君) 社債権者が社債権者にな

るために社債申込証に基づいて社債の申込

をします。その社債申込証の中

に社債管理会社を通じて権利行使するというこ

とになるわけでございます。しかし、理論的には

単独で権利行使することも可能ですが、

抜け駆けで他の社債権者より有利な扱いを受ける

ということになりますと、それはそれでまた別途

の問題を生ずるということは当然のことでござい

ます。

それから、社債管理会社というのは社債権者の

ために法律の規定に基づいて社債の管理をする義

務、社債権者のために有利な扱いをし、他の

一部の社債権者のために不利な扱いをするとい

うようなことがあってはならない、社債権者全體

に對して公平にその職務を行わなければならな

い、こういう意味でございます。

それから第二項の方は、これは一般に委任契約

と社債権者の間に契約がございますと一種の委

任契約でござりますので、当然民法上出てくるわけ

であります。

そこで、問題はその委託手数料を発行会社と銀

行あるいは信託会社との間においてどういう基準

で決めるのかということになるわけでございます

が、これはやはり契約によつて決めるということに

にならざるを得ないわけでございます。これにつ

いてもおのずから一定の基準というようなものが

ありますから、それとも自分じゃできないんですか。

○政府委員(清水謹君) もつと極論すれば、個々の社債権者は、管理会社

があるという場合であつたとしても、自分の社債

権者としての格別の権利行使は自由にできるんで

すか、それとも自分じゃできないんですか。

○政府委員(清水謹君) 社債権者が社債権者にな

るために社債申込証に基づいて社債の申込

をします。その社債申込証の中

に社債管理会社を通じて権利行使するとい

うことになりますと、それはそれでまた別途

の問題を生ずるということは当然のことでござい

ます。

それから、社債管理会社というのは社債権者の

ために法律の規定に基づいて社債の管理をする義

務、社債権者のために有利な扱いをし、他の

一部の社債権者のために不利な扱いをするとい

うようなことがあってはならない、社債権者全體

に對して公平にその職務を行わなければならな

い、こういう意味でございます。

それから第二項の方は、これは一般に委任契約

と社債権者の間に契約がございますと一種の委

任契約でござりますので、当然民法上出てくるわけ

であります。

そこで、問題はその委託手数料を発行会社と銀

行あるいは信託会社との間においてどういう基準

で決めるのかということになるわけでございます

が、これはやはり契約によつて決めるということに

にならざるを得ないわけでございます。これにつ

いてもおのずから一定の基準というようなものが

ありますから、それとも自分じゃできないんですか。

○政府委員(清水謹君) もつと極論すれば、個々の社債権者は、管理会社

があるという場合であつたとしても、自分の社債

権者としての格別の権利行使は自由にできるんで

すか、それとも自分じゃできないんですか。

○政府委員(清水謹君) 社債権者が社債権者にな

るために社債申込証に基づいて社債の申込

をします。その社債申込証の中

に社債管理会社を通じて権利行使するとい

うことになりますと、それはそれでまた別途

の問題を生ずるということは当然のことでござい

ます。

それから、社債管理会社というのは社債権者の

ために法律の規定に基づいて社債の管理をする義

務、社債権者のために有利な扱いをし、他の

一部の社債権者のために不利な扱いをするとい

うようなことがあってはならない、社債権者全體

に對して公平にその職務を行わなければならな

い、こういう意味でございます。

それから第二項の方は、これは一般に委任契約

と社債権者の間に契約がございますと一種の委任契約でござりますので、当然民法上出てくるわけ

であります。

そこで、問題はその委託手数料を発行会社と銀

行あるいは信託会社との間においてどういう基準

で決めるのかということになるわけでございます

が、これはやはり契約によつて決めるということに

にならざるを得ないわけでございます。これにつ

いてもおのずから一定の基準というようなものが

ありますから、それとも自分じゃできないんですか。

○政府委員(清水謹君) もつと極論すれば、個々の社債権者は、管理会社

があるという場合であつたとしても、自分の社債

でございますが、この契約がございませんので一般の委任契約上の受任者の義務として善良なる管理者の注意をもつて社債の管理をなす義務を負うという規定を置いたわけでございます。

いずれにいたしましても、社債管理会社が社債権者のためにきちんとした事務処理をしなければならないという趣旨のものでございまして、実質的には同じものでございますけれどもちょっとニュアンスが違つて、こういう意味で両者を書き分けているわけでございます。

○猪熊重二君 要するに私が質問したのは、一項もやっぱり法律の規定によって発生する義務なんかということを聞いています。

○政府委員(清水謹君) 仰せのとおりでございます。

○猪熊重二君 だとしたら、これもさつきと同じで、何で一項と二項と書き方がこう違うんだと言ふんです。一項も二項も、両方ともこの法律の規定によって管理会社に義務を発生させ、社債権者に反面としての権利を生じさせる。両方とも同じだといふんだたら、何で一項と二項の書き方が違つんだと。一項の方は社債権者に対する義務をなす義務を負うと書けば同じじゃないですか。何でこんなに書き分けるんですか、同じことを言つてます。

○政府委員(清水謹君) これも実は商法の書きぶりという一つの歴史的な背景があるわけでございます。

先生よく御存じのように、取締役の会社に対する責任に関する規定がございまして、会社と取締役の関係には委任に関する規定が準用されるということになりますして、そこから当然に今回の法律で申しますと二項のいわゆる善管注意義務というものが出てまいるということになつております。ところが他方、商法は二百五十四条ノ三で「取締

役ハ法令及定款ノ定並ニ総会ノ決議ヲ遵守シ会社ノ忠実ニ其ノ職務ヲ遂行スル義務ヲ負フ」という、いわゆる忠実義務というものを課しておりました。

私どもの言葉で言う善管義務と忠実義務といふのは一体同じものであるのか同じものではないのか。同じであるという説と、いやちょっと平面が違うんだという議論が学者の論文の中でも大いに議論されているというような問題がございます。そういうような背景もあるわけでございますが、公平誠実義務というものを善良な管理者としての注意義務の中から特に抜き出して重要な要素として書き分けたというふうに見るということになるのではないかというふうに思うわけでございます。

それからもう一つは沿革の問題でございますけれども、実は担保附社債信託法という法律、これは一般的普通社債とは違います。この担保附社債信託法の六十八条と六十九条にその公平誠実に管理をなすことを要すと書いてあるんですね。二項の方は社債権者に対する義務を負うと書いてあるんです。両方も同じだつたら二項の方も社債権者に対し公平かつ誠実に社債の管理をなす義務を負うと書けば同じじゃないですか。何でこんなに書き分けるんですか、同じことを言つてます。

○政府委員(清水謹君) これも実は商法の書きぶりという一つの歴史的な背景があるわけでございます。

確かに取締役の忠実義務、善管義務で大変な論文が出ているような問題でございますので、御指摘のようによこの辺は将来は少しつきりしなきやならないのかなというふうに私自身も考えているところでございます。

○猪熊重二君 いろいろお答えになるけれども、私が出てまいるということになつております。私はちっともわからぬ。要するに何で同じものがこんな違う文字になるんだということを聞く

だけなんです。ほかの法律がどうだとかことなど、ほかの法律のことはほかの法律に任せ、せっかく直すんだらちゃんとわかりやすく書いたらどうだと。

なぜこんなことを言うかというと、私自身が、一項と二項の書き方が違うから、二項は法定責任だけど一項は契約責任なのかなと。一項は契約責任だから違う文言で書いてあるのかなと思って聞いてみたら、一項も二項もこの法律によって発生する義務、あるいは社債権者の立場からいえば権利だとこう言つんだから、同じことだつたら同じように書いておけば読む人が非常に楽だということを申し上げているだけなんです。

次に、三百四条に社債の合同発行という規定があります。社債を合同発行する場合には社債申込証に各会社の負担部分等を記載しろと、こういうふうな規定になつています。この合同発行した場合の社債権者の権利、それから負担部分を記載させることの必要性、これについて簡単に説明してください。

○政府委員(清水謹君) 合同発行ということが起きるわけでございますけれども、合同発行による複数の発行会社の債務というのは商行為による債務でございますので連帯債務とすることになります。したがって、社債権者の方から見ますと、例えば百万円の社債をA、B両社が合同発行した場合には、A社に対しても百万円請求ができる、どちらにも百万円請求をできることができるというのが連帯債務の特質でございます。しかしその場合に、A、B間に負担部分の定めというものがございますれば後でまた償還関係が起きたということが一つござりますとともに、債務の免除をした場合に一体それがはどういう効力を生ずるかというようなこともござりますので、この負担部分を明らかにする必要がありますが生じてくるということでございます。特に免除の絶対効の範囲を示すということに意味があると。

例えば先ほどの例でございますと、A、B社が

百万円の社債を合同発行して、A社が五十万円、B社が五十万円という負担部分であるという場合に、社債権者はどちらに対しても百万円の請求をすることができるわけでございますが、A社に対して百万円の社債の免除をするということになりまして、その免除の効力はA社の負担部分五十万円についてのみ生ずる、B社の負担部分五十万円については生じない、こういうことが法律的な効果として出てまいりますので、そのことをあらかじめ明瞭かにするという意味におきまして負担部分を明示させる、こういうことにいたしたものでございます。

○猪熊重二君 この辺は非常によくわかる説明なんですね、さつきと違つて。

三百九条ノ四、利益相反の問題について伺います。が、ほかの委員からもいろいろこの点について質問が出ていてます。要するに、社債管理会社は社債管理会社として社債権者のために一生懸命やらなきやならないということと、社債管理会社といたつて結局は銀行だから自分の貸付金の方の回収も一生懸命自分のためにやらないならないといふことになつてくる。この場合どうなんだといふことになるわけですが、この利益相反行為といふことに関連して、具体的にこういう場合は利益相反行為になるのかならないのかということについて伺いたいんです。

まず一点目は、発行会社がただ金を持つてきたときに、銀行の立場で自分のところの貸付金の方へまず取つちやうのか、あるいは社債権者に対する償還として受け取るのか。一つの持つてきたお金をお金をどっちに割り振るかというふうなことは利益相反行為の問題になるんだろうか。

それから二番目の問題は、例えば社債発行会社が何か新しい不動産を取得したと。銀行という立場に立てば、どうも危なつかしいからこれを怠いで返差し押さえようといつて自分の債権保全のために返差し押さえするのか、社債権者のために返差し押さえするか。これ、どつちやつてもいいのか。あるいは同じように発行会社が新しい資産

でも取得した場合に、ともかくそれを担保に出せと銀行の立場で自分のところへまずとつてくるが、社債権者のために担保にかかるかというふうな、このような場合にどちらも構わぬのか。これは利益相反の問題なのかそうじゃないのか。利益相反というのは非常に難しい概念だからね。どうなんでしょうか。

○政府委員(清水謹君) 銀行が社債管理会社になつていて同時に貸付金も持つて、同時に社債権者のためにもいろんな権限を行使しなければならない、そういう状態で発行会社が銀行に弁済として金を提供してきた。時あたかも社債の償還期である。社債の償還期でないとそういうことは問題にならないと思いますけれども、償還金として持つてきたのか、あるいは銀行の貸付金の弁済として持つてきたのかと、そういうことでござりますが、これは銀行としても貸付金を受領するいわば権利と申しますか、そういうものは当然ござりますし、また社債権者のために社債金の償還金としてこれを受け取るというような権利と申しますか、義務も当然あるわけでございます。

したがいまして、銀行としてはそれはどういう趣旨の弁済なのかということをまず明確にしなければなりませんし、その結果銀行が例えば自分の貸し金の方に充當した結果社債の償還が非常に難しくなってしまった、こういうことになりますとこれは別途銀行の損害賠償責任という問題が生ずるという」となるわけでございます。

ですから、一般論として申しますと、そういうような弁済の充當については、やはり先ほど申しました公平誠実義務あるいは善良な管理者の注意義務という概念に照らして、銀行の行為として適当であったかどうかということが判断される対象にならうかと思います。これは利益相反の問題ではないといふに思います。

それから、もしも先ほど申しましたような銀行の貸付先が非常に危険な状況になつてきたというような状況のもとで自分の債権の先取りに走つたというようなことで勝手にその弁済の充當に充て

てしまうとか、あるいはどうも危ないから自分の貸付金の債権の方の担保を無理やり提供させた、貸付金の債権の方の担保を無理やり提供させた、その結果として社債権者が弁済を受けることがで及ぶということが普通考えられますので書くことはできませんが、結局当該社債を特定する、つまり具体的には企業の社債の場合には第何回ア号とかイ号とか、そういうふうな符号を付して社債権者グループを特定するというようなことをやつておりますので、何々株式会社第何回、それでアとあります。

一とつけるかどうか知りませんが、第何回の社債になりますと、まず原則として銀行の方で十分に注意を尽くしたということを証明しない限り社債権者に対する償還不能額についての損害の賠償を生ずる三ヵ月前の期間内に行われたということになりますと、まず原則として銀行の方で十分に注意を尽くしたということを証明しない限り社債権者に対する償還不能額についての損害の賠償をしなければならない。こういうようなことになるわけでございます。

そういう意味で、善良な管理者の注意義務あるいは公平誠実義務というものを前提とし、かつ三百十一条ノ二の一項ないし二項の規定の適用という場面が生じてくる、こういう意味でございます。

○猪熊重二君 要するに、結論的に言うとそれは利益相反行為の問題じやないということなんだらうと思つてます。

いや、利益相反行為というのは具体的にどうかというのを聞きたいけれども時間も余りありませんので……。

三百九条ノ五の社債管理会社は裁判上の行為をなす場合において「各別ニ社債権者ヲ表示スルコトヲ要セズ」、こういう規定があります。要するに、社債権者はそれは百人も五百人もいるかもしれないけれども、社債管理会社は「各別ニ社債権者ヲ表示スルコトヲ要セズ」ということになると、例えば裁判上の行為をする、訴訟を提起する場合に一人一人の名前を書かなくていい、こういうことがありますね。

まず、その判決はだれに対して生ずるんですか。当事者はだれなんですか、その裁判の。

○政府委員(清水謹君) 社債管理会社というのは社債権者の法定代理人として行動するということになりますので、判決の効力は社債権者に対して当然生ずるということになります。

そこで、結局じやどういうふうに当事者を表示するかといふことになります。

第三部 法務委員会会議録第九号 平成五年六月二日 [参議院]

するかということになるわけでございますけれども、個人個人の社債権者、これはもう何万人にも及ぶということが普通考えられますので書くこと

恐らく社債管理会社としては社債権者の氏名、住所等は掌握しているはずでございますけれども、一方、社債は自由に売買ができるということになります。

そういう行為が、これは三百十一条ノ二の二項の問題に今度は移るわけでございますけれども、そういう社債についての償還不能というような事実が

生ずる三ヵ月前の期間内に行われたということになりますと、まず原則として銀行の方で十分に注意を尽くしたということを証明しない限り社債権者に対する償還不能額についての損害の賠償をしなければならない。こういうようなことになるわ

けでございます。

そういう意味で、善良な管理者の注意義務あるいは公平誠実義務というものを前提とし、かつ三百十一条ノ二の一項ないし二項の規定の適用とい

う場面が生じてくる、こういう意味でございます。

○猪熊重二君 要するに、結論的に言うとそれは利益相反行為の問題じやないということなんだらうと思つてます。

いや、利益相反行為というのは具体的にどうか

というのを聞きたいけれども時間も余りありませんので……。

三百九条ノ五の社債管理会社は裁判上の行為をなす場合において「各別ニ社債権者ヲ表示スルコトヲ要セズ」、こういふ規定があります。要するに、

社債権者はそれは百人も五百人もいるかもしれないけれども、社債管理会社は「各別ニ社債権者ヲ表示スルコトヲ要セズ」ということになると、例え

ば裁判上の行為をする、訴訟を提起する場合に一人一人の名前を書かなくていい、こういうこと

ですね。

まず、その判決はだれに対して生ずるんですか。当事者はだれなんですか、その裁判の。

○政府委員(清水謹君) 社債管理会社というの

は社債権者の法定代理人として行動するということになりますので、判決の効力は社債権者

になります。

そこで、結局じやどういうふうに当事者を表示

するかといふことになります。

第三部 法務委員会会議録第九号 平成五年六月二日 [参議院]

するかといふことになるわけでございます。

第三部 法務委員会会議録第九号 平成五年六月二日 [参議院]

するかといふことになるわけでございます。

第三部 法務委員会会議録第九号 平成五年六月二日 [参議院]

するかといふことになります。

第三部 法務委員会会議録第九号 平成五年六月二日 [参議院]

ます社債管理会社というものがいろんな事情によつて存在しなくなつてしまつた、そういう場合にはこれにかわる社債管理会社というものを早急に定めなければならない、そういうようなことを社債発行会社としてはすべきである、こういう前提のもとにつくられている規定でございます。

あるにもかかわらず、社債発行会社がそいつた社債権者のための社債管理会社の設置の手続を怠つておるということは、多くの場合は社債の償還についても大変な疑惑を生じさせるということにもつながつてくるわけあります。果たしてこの発行会社がはじめて社債権者の利益というものを考えて管理会社というものを設置をしようとしているのか、あるいはこれをぐずぐず延ばして社債の償還を免れようとしているのかというようなことも十分その事情としては考えられるわけでございます。

そういうような不誠実な発行会社につきましては、これはおつしやるよう、一定の期間この社債の利息というものを得ようということを考えていた期待権というものがあるということはまことに説のとおりでござりますけれども、むしろそういう場合には社債の償還がされないという危険性ができるだけ避けるためにこの期限の利益を失わせて直ちに償還をすべきものとする、こういうふうにすることが社債権者にとっては必要であらう、こういうふうに考えられるわけでござります。

○猪熊重二君 今回の商法改正、いろんな点があるわけですが、社債管理会社というものは新しい制度ですから法務省としてもいろいろ御苦労してつくられたわけですが、これがうまく機能して社債権者の利益にもなり、また発行会社の方の資金調達にもうまくいくようになればいいと思うけれども、まあこれはやつてみなきやわからぬといふことで、いざれにせよ新しい制度をつくるのいろいろ御苦労されたことについては敬意を表しておきたいと思います。

以上で終わります。

○紀平悌子君 商法の問題に入ります前に一つだけ、もうこれ以後は多くお聞きしないと思いますけれども、恩赦につきましてもう一回お尋ねをしたいと思います。

いよいよ六月九日の皇太子御成婚の日も近づいてまいりましたので法務省の御姿勢、御方針もだんだんにはつきりなさつてきたことだと思います。

新聞等で仄聞するところによりますと、これまで戦後十回にわたつて政令恩赦という形で、それに含まれる大部分のものというか、それが選挙違反者だというふうなことは、選挙は正しくあるべきだと、法を守るべきだと思って一生懸命やってまいりました有権者のそしりを受けていることは事実でございます。その政令恩赦から今回は特別基準恩赦というふうなことになられるや伺つております。

政令恩赦、今までの形が変わっただけでも大変

進歩だといふうに、あるいは画期的なことだが、そうでございましょうか。そして、もしそれが、そうであるならば、それは公職選挙法違反の種類によることもありますようけれども、違反者について特別基準恩赦を行うべきではないというふうに私は考えますけれども、それについて法務大臣及び御当局の御見解を承りたいというふうに思つております。

○政府委員(杉原弘泰君) お答えいたします。

今回の皇太子の御成婚に際しましては、この委員会でも大臣からお答えになつておりますように、いろいろ慎重に検討いたしました結果、謹抑的に行つたことで政令恩赦を行はず、個別恩赦であります特別基準恩赦のみを実施するというふうに思つております。

○國務大臣(後藤田正晴君) 今、局長からお答えしましたとおりでございますが、特別基準恩赦というのは個別恩赦の趣旨に従いまして今回の恩赦は行われるであろうというふうに私は予想いたしております。

したがいまして、公選法も含めましてすべての罪名について個々の犯罪者の事情を個々に検討いたしまして、そして恩赦の当否を決定していくと。この個別恩赦の趣旨に従いまして今回の恩赦は行われるであろうというふうに私は予想いたしております。

○國務大臣(後藤田正晴君) 今、局長からお答えしましたとおりでございますが、特別基準恩赦というのは個別恩赦の趣旨に従いまして今回の恩赦は行われるであろうというふうに私は予想いたしております。

まず、今回大会社について社外監査役、監査役会の制度導入された場合、個々の監査役の注意義務に変化はあるのでしょうか。つまり監査役会を法定する意義として、監査役の中で職務分担を決めて適切な方法で調査をする、そしてその結果を監査役会に持ち寄つて監査役全員の共通の情報にするということが挙げられていますので、従来の独任制の監査役と比較して今回はいわばその監査という職務上の守備範囲が定められてくる点で責任の範囲にも変更があるのでしょうか。具体的にお答えを願います。

○政府委員(清水清君) お答えいたします。

今回の監査役制度の改正によりまして監査役の個々の責任とか権限というものは基本的な違いはないわけでございますけれども、先生御指摘のとおりで、今おつしやるような選挙違反、これは決していいことじゃありませんけれども、だからといってそれだけは除くというのは一般的としまして必ずしも適切ではないのではないか、個々の選挙の問題ではないのか、こういうふうなことで、そこで、監査役会がいわば一つの調整機関として各監査役の責任分担を決める、あなたは何々工場が考えられます。それは監査役会の定めとして監査役が構想されますので、その定めに従つて監査役を行つたとありますと、その決議

に従つた範囲内においてその善良な管理者の注意義務というものが問題にされる、こういうことになるわけでござります。そういう意味においては、監査役会制度ができたということによる若干の変容があるとなるわけでござります。

ただししかし、最終的にその監査役会におけるいろんな監査意見を決めるという場合に、お互いにそれぞれの監査役が自分のした監査について報告をするということがあるわけでございますが、そことによって監査役ということになるわけですが、役についても同じようにすることです。

これは責任を問われないと、いよいよ仕組みになつておるといふことは、もしその異議をいたしまして、成したものと推定されるところです。ますけれども、いざれにいふべきは、異議をとどめておくといふこととしての責任は免れる、ことございまして、これは取扱いの仕組みになつておるといふことになります。

これまで監査役を相手とした代表訴訟制度が実にあつたかどうかということはちょっと私記憶に定かではございませんけれども、制度としては当然そういうことは考えられですし、もし監査役の損害賠償義務というのが明白であるにもかかわらず会社は監査役をかばってそういう訴訟を起きないということであれば、これはもう代表訴訟というるのは起こせるということになつてこようかと思います。

りますので、その点は法務省としてはどういうふうにお考えでございましょうか。

の際に他の監査役が決められた分野についてした監査がどうも少しおかしいんじゃないのか、もう一回きちつと調べてみる必要があるんじゃないのかというふうに他の監査役が考えたと。そういう場合に、やはりもう一度やるべきであるというのにもかかわらずやらなかつた、そこを漫然と目をつぶつて見逃したというようなことになりますと、いまこそそしりなりの責任をこなすつもり、つまり〇紀平悌子君　こんなふうにお伺いいたしましたのは、今回の改正で代表訴訟が提起しやすくなることはみなしてございますが、提起しやすくなるとすると取締役という経営陣だけではなくて監査役に対しても責任追及の動きが出てくると思われます。事実問題として、損失補てんや使途不明金などなぜ監査役が不当、違法な支出をチェックができる

法
声
の引き合が多くなつたというふうに聞いておりま
す。
しかし考えてみますと、この保険は将来取扱役
が二三回手を貸すことを目的としていること

い、だから幾ら訴訟に勝っても取締役は損害を賠償してくれない。その結果どういうことになるかというと、会社のいわば会計に穴があいてしまう、

○紀平悌子君 局長はとても何でも知つていらつちしゃいますので次の質問の中身までお答えいたただいたやつたみたいなんですけれども、監査役の決

行為などをチェックさせようというならば責任は重くなつて当然ですし、またその地位向上のためにはその責任もやはり重く追及されることも必至であろうかと思います、逆に言えばですね。

せないとときの役員保険というのもどうも厭な感じがするんです。これは株主がどうお考へになるかということでもござりますけれども、私は理論的にはそう思います。

その場合のテクニックとして、会社が直接保険会社と契約して、取締役が損害賠償してくれなかつた場合の損害についての保険金を会社が保険す。

る、こういうことの解釈ですか。どの程度その注意義務について尽くせば免責される場合もあるんでしょうか。

ものに関しては不正經理が行われる、監査役は善良な管理者の注意義務を尽くしてもそれを見抜くことができなかつたということであればまた話は別でござりますけれども、怠慢で見逃したといふ

い
読をちらつと見ていたところ、会社がその保険料を支払うこと自体が会社に損害を与えることではないかということで、その保険料の額は

払つてもらつて、それを会社に支払うという、一つの経路を通じるという、こういうやり方もあると思います。そういう場合に、取締役としては、やはり争うべき立場で、会社はそしもつてある

にはその決議に賛成した監査役もその行為をしたものとみなされます、具体的に行方をしなくてはならないと想定される場合は、その行為をすることについて賛成をした監査役。しかし、それには反対であるということで異議を立てることができます。

の代表訴訟制度に関する規定を監査役についても準用いたしておりますので、現在もしそういふとであれば監査役についても代表訴訟を起こすことができるということになつております。

りますので、その点は法務省としてはどういうふ

うにお考へてござりまし」うか
○政府委員(清水清君) アメリカあたりで取締役
が損害賠償責任を追及された場合に備えまして、
いわゆる取締役の責任保険というものが非常に発

達をしているということを聞いております。その場合の取扱役の責任保険というのは、会社に対する損害賠償責任を保険するというものと、

あるいは取締役が株主あるいは第三者に対していろいろな会社の職務執行上損害を与えて損害賠償責任を負うという場合の保険いろいろあるようですが

問題は、取締役が会社に対して損害賠償義務を負った場合の保険、こういうものに限定して考えますといろんな考え方ができると思うのであります。

す。会社としては取締役に損害賠償請求をする、しかし取締役は個人であつて財産を持っていない、だから幾ら訴訟に勝っても取締役は損害を賠

償してくれない。その結果どういうことになるかと
いうと、会社のいわば会計に穴があいてしまう。
会社が現実の損害を受ける、こういうことがあり
得るわけだ。

得るわけではありません。こうしたことを想定して、その損害をてん補するために保険会社と提携をする、こういうことが一つの目的として考えられます。

その場合のテクニックとして、会社が直接保険会社と契約して、取締役が損害賠償してくれなかつた場合の損害についての保険金を会社が保険

会社に支払ってもらうといふことも一つのやり方だと思います。

自分の資産がない場合には保険会社から保険金を払ってもらつて、それを会社に支払うという、二つの経路を通じるという、こういうやり方もある。二点あります。そういう場合に、又逆にこれは自

と思します。そういう場合には、取扱いとしては自己負担の部分では保険料を払えない、会社がそれを払ってあげる。しかし、会社が払ってあげるのは結局保険会社が払った保険金が将来会社に入るということ

第三部
法務委員會會議錄第九號
平成五年六月

參議院

に出でまいりとと思うのであります。その場合の会社の保険料負担というのは、結局それは会社のためではないのか、こういうような議論も実はあるわけでござります。

御指摘の前田教授、私も親しくさせていただきたいる教授でございますけれども、彼はややそ

う点について疑問を持つておられるということを私承知いたしております。

しかし、広い目で見ると、会社の損害を穴埋めするための一つのテクニックであるというような見方をされる方もあるわけございまして、あなたがちそれが株主にとって損失である、会社にとって損失であるということにはならないんじゃないとかというような意見も実はあるわけでございまして、その辺は日本における新しい問題として、私どももこれはもう少し研究をしてみる必要があるんじやないかと。

今、法務省で直ちに商法上違法であるとか違法でないとかというのではなく、ちょっとまだ結論を出しきくいような状況でございます。保険契約の実態とか、そういうようなものをもう少し詳細に分析した上で結論を出す必要があるのでないか、ことうふうに思つて次第でございました。

○紀平悌子君 ありがとうございます。

もうちょっと時間が残つておりますけれども、皆様もお疲れのようですが、またこれは私も賛成の法律でございますので、この辺で引かせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(片上公人君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、井上孝君が委員を辞任され、その補欠として河本三郎君が選任されました。

○委員長(片上公人君) 他に御発言もないようですか、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに両案の採決に入ります。

まず、商法等の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(片上公人君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

竹村泰子君から発言を求められておりますの

で、これを許します。竹村泰子君。

○竹村泰子君 私は、ただいま可決されました商法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民會議の各派並びに各派に属しない議員石原健太郎君及び

紀平悌子君の共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

商法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について格段の努力をすべきである。

一 企業が商法を初め各種法令を遵守して社会的責任を全うできるよう、商法等の諸制度の改善を図り、併せて社会経済情勢の変化及び経済の国際化等に対応した会社法制の一層の整備等に努めること。

二 監査役の独立性を確保し、その機能が十分

發揮されるよう、監査役会及び社外監査役制

度を導入する改正の趣旨を周知徹底するとともに、その運用状況を踏まえて一層の改善を図ること。

三 一般株主及び社債権者等を保護するため、会社の業務及び会計に関する情報の開示制度等の充実・改善に努めること。

四 企業の社会的責任の重要性にかんがみ、会計帳簿の不実記載等を防止するための所要の措置について検討すること。

右決議する。

以上でござります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(片上公人君) ただいま竹村泰子君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(片上公人君) 全会一致と認めます。

よつて、竹村泰子君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、後藤田法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。後藤田法務大臣。

○国務大臣(後藤田正晴君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえて適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(片上公人君) 次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の採決を行います。

○委員長(片上公人君) 次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(片上公人君) 全会一致と認めます。

よつて、本附帯決議案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(片上公人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時七分散会

平成五年六月二十三日印刷

平成五年六月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局